

少年事件における死刑制度の必要性について

曾根 大聖

1. はじめに

- 犯罪の抑止力となるのか
- 事件判例における少年の判決
- おわりに

1. はじめに

まず、私が少年に死刑という判決が下れることを初めて知ったときの認識は大人に死刑という判決があることは理解できるが、少年にそのような判決が下されるのは重すぎる刑罰で無期懲役を最大にするべきではないのかと考えた。しかし、実際の事件を調べていくうちに死刑制度についての考えが変わり、死刑制度の必要性について疑問に思った。そして、今回、私が主張したいのは、特定少年に対する死刑制度の必要性には、犯罪被害者救済の観点から検討することが必要ではないのかということだ。

また、死刑制度に関する少年法の現状は第五十一条によって罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期拘禁刑を科するとされている。このことを踏まえて、先ほどの主張に今後も死刑制度の対象となるのは、18、19歳の特定少年であり、死刑制度の対象を繰り下げるべきではないと考える。そして、私がこのように18歳未満と18歳以上の少年を区別する根拠には、現在の教育制度では中学校までが義務教育とされているが大半の学生は高校に進学することからも事実上は高校を卒業する18歳が大人と少年を区別する境界線になるとを考えている。そして、高校3年生である18歳は大人になる準備期間であることからも18歳以上に大人としての責任が問われるべきだと考える。これらのことから、犯罪の抑止力と被害者救済の観点に着目して死刑制度の必要性について考えていく。

2. 犯罪の抑止力となるのか

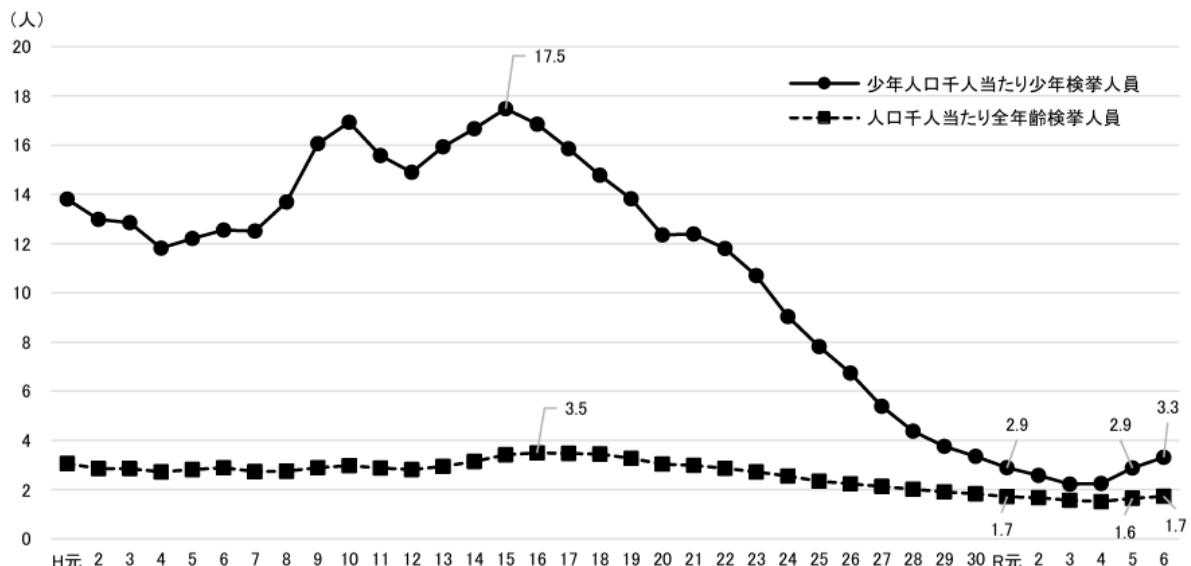


図1 人口千人当たりの刑法犯の認知件数の推移

少年事件における死刑制度の必要性について

曾根 大聖

まずこのグラフでは、令和以前は、徐々に少年の検挙人員が減少していたにも関わらず、令和4年を堺にして少年人口千人当たりの少年検挙人員増加している傾向があることが分かります。そして、どのような犯罪に増加傾向があるのかに注目すると、重大な事件につながりやすいと考えられる凶悪犯や粗暴犯が増加している傾向がある。ここで取り上げられている凶悪犯や粗暴犯の詳細としては、凶悪犯については不同意性交等及び強盗、粗暴犯については暴行及び傷害が該当しています。また、年齢別にみると各年齢が増加しているが、特に16・17歳が大きく増加していることが分かっています。

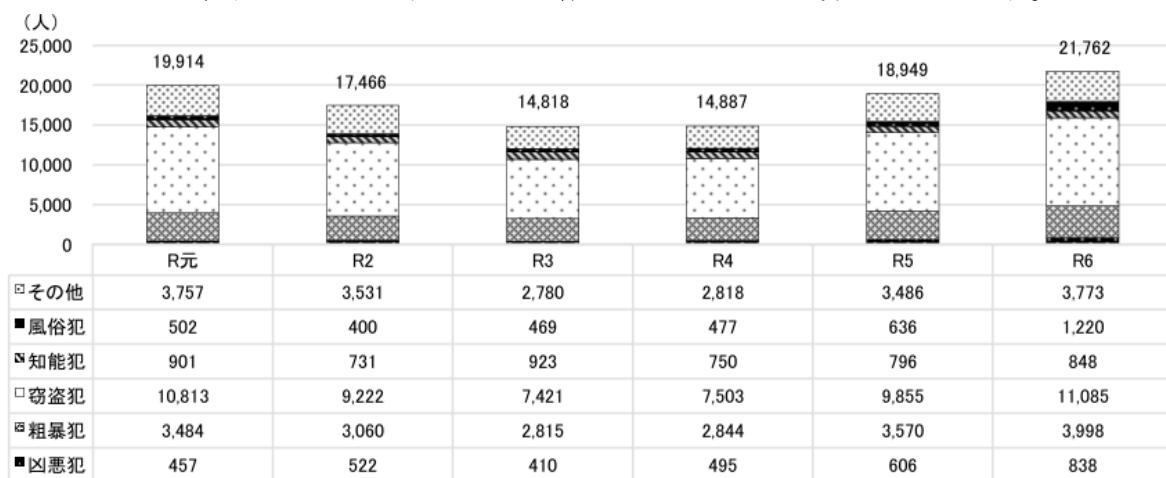


図2 少年における刑法犯検挙人員の推移（包括罪種別）

そして、どのような犯罪に増加傾向があるのかに注目すると、重大な事件につながりやすいと考えられる凶悪犯や粗暴犯が増加している傾向がある。ここで取り上げられている凶悪犯や粗暴犯の詳細としては、凶悪犯については不同意性交等及び強盗、粗暴犯については暴行及び傷害が該当している。また、年齢別にみると各年齢が増加しているが、特に16・17歳が大きく増加していることが分かっている。そこで、刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の内訳を見ると、全ての罪種において前年を上回った（図2）。このうち、凶悪犯については不同意性交等（286人）及び強盗（467人）、粗暴犯については暴行（1,052人）及び傷害（2,282人）、窃盗犯についてはオートバイ盗（1,167人）、自転車盗（2,608人）及び万引き（4,999人）、知能犯については詐欺（769人）、風俗犯については性的姿態撮影等処罰法違反（638人）の増加がそれぞれの罪種における少年検挙人員の増加に大きく影響している。なお、強盗の少年検挙人員については、手口別にみると路上強盗の増加が強盗全体の検挙人員の増加に大きく影響している。また、年齢別にみると各年齢が増加しているが、特に16・17歳が大きく増加している。

3. 事件判例における少年の判決

抑止力の観点から、甲府殺人放火事件について考えていく。まず、事件の概要として事件当時19歳の少年Aが被害者宅に侵入し、住民3人を次々と殺傷して放火したことにより2人が亡くなった事件です。そして、犯行の動機は被害者の女性に交際を申し込み、断られたことへの逆恨みであった。このことから、Aの動機は身勝手なものであったと分かる。そして、死刑制度が犯罪の抑止力にならないと感じたのは、事件後のAには、反省の態度が見られないことや早く死刑になって楽になりたいと主張し、死刑の求刑に対して自らの意思で控訴を取り下げたためだ。このように死刑制度というものは、重大な事件を起こす加害者の抑止力とはならないと考える。

また、被害者救済の観点から、光市母子殺害事件について取り上げる。事件の概要として、事件当時18歳（30日）の少年Bが被害者の自宅に侵入し、女性を殺害。その後、性的暴行を加え、生後11

図1 令和6年の犯罪情勢 警視庁

図2 令和6年の犯罪情勢 警視庁

少年事件における死刑制度の必要性について

曾根 大聖

か月の娘も口を塞ぐなどして殺害した。その後、山口地裁はこれらを受けて、被告が犯行時 18 歳で、発育途上にあること、殺害に関する計画性がなかったこと、不十分とはいえる反省の情が芽生えていることなどを酌み、無期懲役の判決が下された。この判決を受けて被害者の夫 C は日本では犯罪被害者の権利が何一つ守られていないことを痛感したことから犯罪被害者の会を設立しました。そして、死刑が確定した後の会見で被害者の夫 C は決して嬉しいとか、喜びの感情はない。彼 (B) にとっては大変残念かもしれないが、罪はきっちりと償わなければならない。判決を受け止めてほしい。自分の人生を絶たれてしまうような被害者がいなくなることを切に願います」

4.おわりに

これらのことから、被害者の立場から考えると被害者を救済するという考え方での死刑が必要であると考えることはできるが、少年の可塑性や個人の感情を司法に反映させるべきではないと考えられることから少年法第五十一条にもあるように十八歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期拘禁系を科すべきであると主張する。